付属資料

目　次

1	生涯学習施設	52
2	千葉市生涯学習審議会設置条例	54
3	千葉市生涯学習審議会委員	55
4	用語解説	56

1　生涯学習施設

施設名称		所在地	備考
生涯学習センター		中央区弁天 3-7-7	中央図書館併設
公民館			
中央	松ケ丘	松ケ丘町 257-2	
	生浜	生実町 67-1	図書室設置
	新宿	新宿 2-16-14	
	宮崎	宮崎 2-5-22	
	葛城	葛城 2-9-2	
	末広	末広 3-2-2	
	椿森	椿森 6-1-11	
	川戸	川戸町 403-1	
	星久喜	星久喜町 615-7	
花見川	幕張	幕張町 4-602	図書室設置
	花園	花園 3-12-8	
	犢橋	犢橋町 162-1	
	検見川	検見川町 3-322-25	図書室設置
	花見川	柏井町 1590-8	
	さつきが丘	さつきが丘 1-32-4	図書室設置
	こてはし台	横戸町 861-4	
	長作	長作町 1722-1	図書室設置
	朝日ケ丘	朝日ケ丘 1-1-30	図書室設置
	幕張本郷	幕張本郷 2-19-33	
稲毛	小中台	小仲台 5-7-1	
	黒砂	黒砂 2-4-18	
	轟	轟町 1-12-3	
	稲毛	稲毛 1-10-17	
	千草台	天台 3-16-5	図書室設置
	草野	園生町 384-93	図書室設置
	山王	六方町 55-29	図書室設置
	都賀	作草部 2-8-53	図書室設置
	緑が丘	宮野木町 1807-3	図書室設置
若葉	千城台	千城台西 2-1-1	
	更科	更科町 2254-1	図書室設置
	白井	野呂町 622-10	若葉図書館泉分館併設
	加曽利	加曽利町 892-6	
	大宮	大宮町 3221-2	図書室設置
	みつわ台	みつわ台 3-12-17	図書室設置
	若松	若松町 2117-2	図書室設置
	桜木	桜木 3-17-29	図書室設置
緑	誉田	誉田町 1-789-49	図書室設置
	椎名	富岡町 290-1	
	土気	土気町 1631-7	
	越智	越智町 822-7	図書室設置
	おゆみ野	おゆみ野中央 2-7-6	
美浜	稲浜	稲毛海岸 3-4-1	
	幕張西	幕張西 2-6-2	図書室設置
	磯辺	磯辺 1-48-1	図書室設置
	幸町	幸町 2-12-14	図書室設置
	高浜	高浜 1-8-3	
	打瀬	打瀬 2-13	美浜図書館打瀬分館併設

施設名称		所在地	備考
南部青少年センター		中央区白旗 1-3-16	みやこ図書館白旗分館併設
加曽利貝塚博物館		若葉区桜木 8-33-1	
郷土博物館		中央区亥鼻 1-6-1	
埋蔵文化財調査センター		中央区南生実町 1210	
科学館		中央区中央 4-5-1	
中央	図書館		
	中央	弁天 3-7-7	生涯学習センター併設
	みやこ	都町 3-11-3	
	白旗分館	白旗 1-3-16	南部青少年センター併設
花見川	花見川	こてはし台 5-9-7	
	花見川団地分館	花見川 3-31-101	
稲毛	稲毛	小仲台 5-1-1	
若葉	若葉	千城台西 2-1-1	
	西都賀分館	西都賀 2-8-8	
	泉分館	野呂町 622-10	白井公民館併設
緑	緑図書館	おゆみ野 3-15-2	
	あすみが丘分館	あすみが丘 7-2-4	
	土気図書室	土気町 1634	
美浜	美浜図書館	高洲 3-12-1	
	打瀬分館	打瀬 2-13	打瀬公民館併設

2　千葉市生涯学習審議会設置条例

（設置）
第１条　本市は、千葉市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(所掌事務)
第２条　審議会は、千葉市教育委員会(以下「委員会」という。)又は市長の諮問に応じ、本市の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
２　審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を委員会又は市長に建議することができる。
(組織)
第３条　審議会は，委員 25 人以内で組織する。
２　委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、市長の意見を聴いて、委員会が任命する。
(任期)
第４条　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第５条　審議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)
第７条　審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。
(委任)
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

３　千葉市生涯学習審議会委員

第１２期千葉市生涯学習審議会委員名簿

任期：平成３０年１月１日から平成３１年１２月３１日まで

氏名	所属・役職	区分	備考
伊藤　節治	公募委員	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
伊藤　美香	千葉市女性グループ連絡会 会長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
岩切　裕	淑徳大学総合福祉学部 教育福祉学科教授	学識経験者	会長
岩崎　久美子	放送大学 教授	学識経験者	
遠藤　明男	千葉市立稲毛高等学校 校長	学校教育の関係者	
小川　直哉	千葉市体育協会会長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
金田　榮弘	ＪＦＥ東日本ジーエス株式会社 顧問	経済団体代表	
菊池　まり	千葉市子育てサポーター	生涯学習及び社会教育活動の関係者	副会長
河野　功	千葉商工会議所 常務理事	経済団体代表	
庄司　三千子	千葉大学附属図書館 学術コンテンツ課長	学識経験者	
武　孝夫	ＮＰＯ法人加曽利貝塚博物館 友の会　副理事長	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
長澤　成次	千葉大学 名誉教授	学識経験者	
廣﨑　典子	千葉市生涯学習ボランティア	生涯学習及び社会教育活動の関係者	
山本　幸人	千葉市小学校長会 会長	学校教育の関係者	
渡邉　博典	千葉市中学校長会 会長	学校教育の関係者	

４　用語解説（50 音順）

あ行

ｅラーニング（P31、41）
時間や場所に関係なく、インターネットなどを介して、必要な知識や技術を習得するための手法・方法。

ＳＮＳ（P31）
「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションが可能になる。

ＮＰＯ法人（P14、42、49）
「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てられる。
この NPO のうち、特定非営利活動促進法に基づき所轄庁に申請をして設立の「認証」を受け、登記して法人格を取得した法人を特定非営利活動法人(NPO 法人)という。

か行

科学都市ちば（P21、39、40）
千葉市科学都市戦略事業方針（平成２３年度策定）により、「こどもから大人まで、すべての市民が、日常生活の中で科学・技術を身近に感じることができる」まちづくりの目指す姿。

家庭教育（P7、19、43、45）
家庭での生活を通して，父母やその他の家族によって行われる教育。子供の人格形成に重要な役割をもつ。

家庭教育支援チーム（P43、45）
都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等による社会全体での家庭教育支援の必要性に高まりに伴い、文部科学省により設置された組織で、地域の人材で構成される。家庭教育支援チームは、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細かな支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進している。

キャリア教育（P41）
「キャリア」とは、一般に「経歴」、「経験」、「発展」、さらには「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないしは継続性を持った概念とされている。
「キャリア」を積んだ結果として、「職業能力」が蓄積されていく。

グローバル化（P11、12、20）
情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

公民館運営懇談会（P16）
各公民館に設置されており、１０人程度で組織し、公民館長の要請に応じて公民館活動を支援する機関。

公民館運営審議会（P16）
各区の中核となる公民館に設置されており、１５人以内で組織し、公民館長の諮問に応じて公民館の各種事業の企画実施につき調査審議する諮問機関。

子育てサポーター（P43、45）
公民館で活動している子育てサークルや家庭教育学級等の相談や、子育てに関する悩みや不安をもつ親の相談等に応じるため、子育てについて豊かな経験と見識をもつ青少年相談員等の中から教育委員会が委嘱する者。

さ行

社会教育（P7、13、35、43）
学校教育を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。ただし、個人で行う学習活動は含まれない。

社会教育関係団体（P49、50）
法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

生涯学習ボランティア（P45，47）
生涯学習ボランティアセンターに登録し、学習活動を通じた地域づくりのため、自らの知識や技能を社会・地域に還元することを目的とするボランティア。

ＣＳＲ活動（P49）
「CSR」は「corporate social responsibility」の略で、企業の社会的責任と訳される。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るための企業のあり方を指す。

た行

特別史跡（P37、38）
国が文化財保護法で指定した史跡のうち、学術上の価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるもので、国宝（建造物、美術工芸品、文書などで使われる概念）と同格のもの。現在６１件が指定されている。

は行

ファシリテーション（P45）
グループによる活動が円滑に行われるように支援すること。特に、組織が目標を達成するために、問題解決・合意形成・学習などを支援し促進すること。また、そのための方法。

放課後子ども教室（P42）
小学校の施設を活用して、放課後の子ども達の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、様々な体験・交流活動などを実施する。

ら行

ライフステージ（P12、39、42）
人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

［参考資料］　教 育 基 本 法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章　教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

２　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

３　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章　教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条　国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

２　義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

３　国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

４　国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条　法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

２　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条　大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

２　大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条　私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条　法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

２　前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条　幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条　良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

２　法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条　宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

２　国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章　教育行政

（教育行政）

第十六条　教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

２　国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

３　地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

４　国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章　法令の制定

第十八条　この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附　則　抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。